

5類移行に係る県の対応について

5月8日以降も継続

5月7日終了

事項	連絡先や内容
<ul style="list-style-type: none"> ○いわて健康フォローアップセンター <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者の相談 ・受診先の紹介 	いわて健康フォローアップセンター 24時間受付 電話 0570-089-005 FAX 050-3730-7658
<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ治療薬(ラゲブリオ・パキロビッド、ゾコーバなど)の公費負担 	詳細は医療機関、薬局等で確認してください。
<ul style="list-style-type: none"> ○入院医療費の公費負担(一部自己負担あり) 	5月8日以降は入院中の診療、検査、薬の処方(新型コロナウイルス治療薬以外)は保険診療となり、加入している健康保険により1割から3割の自己負担が発生します。 なお、入院医療費は、高額療養費の自己負担限度額から2万円の減額となります。 なお、入院中の食事代は、高額療養費制度の適用対象外のため、上記減額制度の対象になりません。
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等宿泊療養施設(一部自己負担あり) 	
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設等の従業員に対する集中検査 	感染状況に応じて、重症化リスクの高い高齢者などの施設に従事する従業員を対象とした検査を実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種に係る公費負担(～令和6年3月末) <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月8日からの春開始接種 <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等 ・ 9月からの秋開始接種 <ul style="list-style-type: none"> 1・2回目接種を終了した5歳以上のすべての方 ・ 乳幼児接種及び1・2回目未接種の方への接種 	岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月30日まで 24時間受付 ・ 5月1日から 8時～20時 電話 0120-89-5670 FAX 0570-20-0863
<ul style="list-style-type: none"> ○いわて陽性者登録センター 	5月8日以降は、陽性者の登録や自宅療養の要請がなくなります。 自宅療養の要請がなくなることから、食料支援や隔離用宿泊療養の運用が終了となります。
<ul style="list-style-type: none"> ○自宅療養者の食料支援・パルスオキシメーターの貸与 	
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等の自宅療養者の健康観察 	
<ul style="list-style-type: none"> ○隔離用宿泊療養施設 	
<ul style="list-style-type: none"> ○検査、診療、治療の公費負担 	

【5月8日以降も継続します】

岩手県における新型コロナウイルス・ワクチン接種の相談窓口



いわて健康フォローアップ センター

新型コロナウイルスワクチン専門相談 コールセンター

電話 0570-089-005

電話 0120-89-5670

聴覚や言語に障がいのある方用のファクシミリ番号

(お返事にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。)

FAX 050-3730-7658

FAX 0570-20-0863

受付時間

24時間受付

4月30日まで 24時間受付
5月1日から 8時～20時

○相談内容

- ・発熱等の症状がある場合の健康相談
- ・発熱等の症状がある場合の受診先相談

○相談内容

- ・ワクチンの効果についての相談
- ・ワクチンの身体の影響について相談
- ・ワクチン接種後の副反応についての相談

○ホームページURL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1050145.html>

○ホームページURL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1037252.html>

コールセンターでは、電話での医師の診察や薬の処方(医療行為)は行っていません。診察を希望される場合は、医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染症への対応が変更となりましたが、ウイルスそのものがなくなるわけではありません。場面場面に応じた感染対策の実践をお願いします。

センターの概要

5月8日以降は、医療費について以下のとおり変更になります。

➤ 外来

- 保険診療に変更となります。
- 診療、検査、解熱剤等の処方、加入している健康保険により1割から3割の自己負担が発生します。
※新型コロナウイルス治療薬(ラゲブリオ、パキロビット、ゾコーバ等)については引き続き公費負担となります(令和5年9月末まで)
- 県内在住の中学生まで(8月以降は18歳まで)は医療機関を受診する場合窓口で受給者証(子ども医療費助成)を提示することにより、全ての市町村で自己負担が軽減(現物給付)されます。

➤ 入院

- 保険診療に変更となります。
- 入院中の診療、検査、薬の処方、加入している健康保険により1割から3割の自己負担が発生します。
- 入院医療費は、高額療養費の自己負担限度額から2万円減額となります。(令和5年9月末まで)
- 入院中の食事代は、高額療養費制度の適用対象外のため、上記減額制度の対象とはなりません。
※新型コロナウイルス治療薬(ラゲブリオ、パキロビット、ゾコーバ等)については引き続き公費負担となります(令和5年9月末まで)

【5月8日以降の医療費イメージ】

75歳以上	現在 (~5/7)		5/8~	
	コロナ (食事代)	インフル (食事代)	コロナ (食事代)	インフル (食事代)
住民税非課税 (所得が一定以下) (17%)	0円 (0円)	15,000円 (1,800円)	0円 (3,000円)	15,000円 (1,800円)
住民税非課税 (24%)	0円 (0円)	24,000円 (3,780円)	4,600円 (6,300円)	24,000円 (3,780円)
~年収約383万 (52%)	0円 (0円)	24,000円 (8,280円)	37,600円 (13,800円)	24,000円 (8,280円)

- 県内在住の中学生まで(8月以降は18歳まで)は医療機関を受診する場合窓口で受給者証(子ども医療費助成)を提示することにより、全ての市町村で自己負担が軽減(現物給付)されます。

5月8日以降の療養期間の考え方等について

- 発症日を0日として5日間は外出を控えることが推奨されます。5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。

【例】5月8日に発症した場合に外出を控えることが推奨される期間

5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目

- 発症日から10日間が経過するまでは、不織布のマスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。
- 一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

新型コロナウイルス感染症への対応が変更となりましたが、ウイルスそのものがなくなるわけではありません。場面場面に応じた感染対策の実践をお願いします。